



## 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置

現在、上陸申請日前14日以内に159の国・地域に滞在歴のある外国人等については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

- ・再入国許可をもって出国した者であって、在外公館で交付を受けた再入国関連書類提出確認書又は出入国在留管理庁で交付を受けた受理書を所持する者による再入国
- ・日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- ・10月1日以降に新規入国する者で、防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの
- ・その他人道上の配慮の必要性がある場合 など

※ 入国・再入国するに当たって追加的な防疫措置が必要。詳細は「[外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について](#)」を参照

※ 上陸を許可する者には、検疫で、抗原定量検査又はPCR検査の実施、公共交通機関不使用・14日間の自宅等待機要請等の防疫措置を実施

## 2 国際的な人の往来の再開

### （基本的な考え方）

国内外の感染状況等を踏まえながら、感染再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来の再開を段階的に行っていく

### （新型コロナウイルス感染症対策本部で公表された事項のうち主なもの）

① 感染状況が落ち着いている国・地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、追加的な防疫措置を条件として、準備が整い次第、試行的に順次実施

（協議・調整の対象国・地域）

- ・ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランド（6月18日公表）
- ・カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾（7月22日公表）  
⇒ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾について開始済み（[詳細はこちら](#)）

② 在留資格保持者（注1）等について、追加的な防疫措置を条件として、順次再入国・入国を認める

（注1）9月1日以降に実施する所定の手続を経て、再入国許可をもって出国した者（ビジネス関係者、留学生、技能実習生等）

⇒9月1日～ 出入国在留管理庁で再入国そのための手続を開始（[詳細はこちら](#)）

8月31日までに再入国許可をもって出国した者（ビジネス関係者、留学生、技能実習生等）

⇒7月29日～ 在外公館で再入国そのための手続を開始（[詳細はこちら](#)）

③ 10月1日から、全ての国・地域のビジネス上必要な人材、留学、家族滞在等の在留資格の者について、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に入国を認める